

生産(配布)事業者 各種申請届出一覧表

1. 生産事業者の申請・届出

申請・届出が必要な場合		提出様式	手数料	根拠法令	期限
登録を受けようとする場合		登録申請書 (様式第5号)	6,400円	法第10条第1項 規則第10条	生産事業を開始するまでに
登録証の記載事項に変更があった場合	【登録証記載事項】 ①登録番号および登録年月日 ②氏名または名称および住所 ③生産事業の内容 ④事業所の名称および所在地 ⑤生産事業に係る種苗の採種または育成の場所	書替交付申請書 (様式第7号)	3,500円	法第13条第1項 規則第12条第1項 施行第4の3	変更を生じた日から30日以内
登録証を滅失または汚損した場合		再交付申請書 (様式第8号)	3,000円	法第13条第2項 規則第12条第2項 運用第4の4	事実を確認後速やかに
登録申請書記載事項のうち右に挙げる事項に変更があった場合	①法人の生産事業の場合は代表者の氏名 ②講習会課程を修了し、生産事業に従事している者(従業員等)の氏名および住所	代表者等変更届出書 (様式第9号Ⅰ)	—	法第13条第3項 規則第12条第3項 施行第4の3	変更を生じた日から30日以内
生産事業が県外に住所を移転した場合	生産事業者の登録は住所地を管轄する知事の権限 移転先の知事に登録の申請が必要	生産事業廃止届出書 (様式第9号Ⅱ) ※登録証返納	—	法第13条第3項 規則第12条第3項 施行第4の3	移転した日から30日以内
生産事業を廃止した場合		生産事業廃止届出書 (様式第9号Ⅱ) ※登録証返納	—	法第13条第3項 規則第12条第3項 施行第4の3	廃止した日から30日以内
生産事業者が死亡した場合		生産事業廃止届出書 (様式第9号Ⅱ) ※死亡確認年月日を記載 ※登録証返納	—	運用第4の5 施行第4の3	事実を確認後、遅滞なく

2. 配布事業者の届出

届出が必要な場合		提出様式	手数料	根拠法令	期限
配布事業を開始した場合		配布事業者届出書 (様式第10号)	—	法第17条第1項 規則第14条	開始の日から30日以内
配布事業者届出書の届出事項に変更があった場合	【届出事項】 ①氏名および住所(法人にあつては名称、代表者氏名および所在地) ②事業所の所在地 ③配布事業の内容 ④変更年月日	配布事業変更届出書 (様式第11号Ⅰ)	—	法第17条第2項 規則第15条第1項	変更を生じた日から30日以内
配布事業を廃止した場合		配布事業廃止届出書 (様式第11号Ⅱ)	—	法第17条第2項 規則第15条第1項	廃止した日から30日以内

参考 法 ……林業種苗法
令 ……林業種苗法施行令
規則 ……林業種苗法施行規則
施行 ……林業種苗法の施行について
運用 ……林業種苗法の運用について